

藤沢商工会議所「ポスター広告サービス」利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、藤沢商工会議所（以下「会議所」という。）が藤沢商工会館ミナパーク1階エレベーターホールにて提供する「ポスター広告サービス」について必要な事項を定めるものとする。

(サービス利用者の範囲)

第2条 サービス利用者（以下「利用者」という。）は、会議所の会員に限る。ただし、会費の滞納がある場合は、会員であっても利用を認めない。

(広告の種類及び範囲)

第3条 掲示するポスター広告（以下「広告」という）は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 関係法規に違反するもの
- (3) 誤解を与える恐れがあるもの
- (4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがあるもの
- (5) 虚偽があると考えられるもの
- (6) 利用者以外の企業広告ならびに利用者以外の事業者名、利用者以外の事業者の商品やサービス名が掲載されているもの
- (7) 会議所の業務と競合、あるいは会議所の業務に支障をきたすもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと会議所が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

- ・B1サイズ (1,030×728mm)
- ・A1サイズ (841×594mm)
- ・A2サイズ (594×420mm)

(広告の設置)

第5条 広告を設置する場所は、藤沢商工会館正面入り口の左側ガラス面とし、広告の配置は会議所が定める。

- 2 1会員につき、1枠（裏表2枚）までとする。
- 3 広告の設置および回収は、会議所が営業時間内（平日の8：30～17：00）に行う

ものとする。

- 4 利用期間終了後に残った広告は、会議所の営業時間内に利用者が回収するものとする。
なお、10日以上経過しても回収しない場合は、会議所で処分する。

(利用期間)

- 第6条 利用期間は、土日祝日を含む4週間を1ヶ月の単位とする。
- 2 毎月のサービス利用の開始日および終了日は会議所と利用者が協議し、定める。
 - 3 1回の利用申込みで、原則として最長3ヶ月（12週間）の連続利用を限度とする。
 - 4 前項に定める連続利用期間終了後も引き続きサービスを利用する場合は、あらためて利用申込書を提出するものとする。

(サービス利用料)

- 第7条 サービス利用料は、第4条に定める広告の規格いずれも一律で月額5,000円（別途、消費税）とする。

(サービス利用希望者の募集)

- 第8条 サービス利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の募集は、会議所ホームページ等で公募するものとする。
- 2 会議所は申し込みを先着順で受け付け、サービス利用枠が埋まり次第、募集を中止する。

(サービス利用の申し込み)

- 第9条 利用希望者は、「ポスター広告サービス利用申込書」に、設置しようとする広告の見本を添えて申し込むものとする。
- 2 広告は、利用希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(サービス利用の決定)

- 第10条 会議所は、第2条・第3条の規定に基づき、サービス利用の可否を決定する。
- 2 会議所は、サービス利用の可否を決定したときは、その結果並びに広告内容及び条件等について利用希望者に、通知する。
 - 3 サービス利用が不可となった場合、会議所は利用希望者へ理由説明は行わないものとする。

(利用料の払い込み)

- 第11条 利用料は、会議所が別途定める方法で期日までに、利用期間分の全額を払い込むものとする。

(広告の変更)

第12条 会議所は、広告の内容が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの規程等に抵触していると判断したときは、利用者に対して広告の内容等の変更を求めることができ、利用者はこの指示に従わなければならない。

2 広告の内容等の変更は、利用者の負担で行うものとする。

(サービス利用の取消し)

第13条 会議所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の利用を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに書類の提出がないとき
- (2) 指定する期日までにサービス利用料の納付がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を利用者が行わないとき
- (4) 利用者に会議所の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (5) 利用者に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- (6) 利用者の倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

(サービス利用の取り下げ)

第14条 利用者は自己の都合により、広告の利用を取り下げができるものとする。

2 第1項の規定により広告の利用を取り下げるときは、利用者は会議所所定の書類により会議所に申し出なければならない。

(サービス利用料の返金)

第15条 会議所は、いかなる理由であれ、利用者から受領した利用料の返金は行わないものとする。ただし、会議所が別に認めた場合は、この限りではない。

(利用者の責務)

第16条 利用者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 利用者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会議所に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第18条 サービス利用によって会議所の体面を傷つけた場合、会議所は利用者に損害賠

償 を請求することができる。

(その他)

第19条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。